

第 13 次鳥獣保護管理事業計画書

令和 4 年 4 月 1 日から

5 年間

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

和 歌 山 県

目 次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
ア	指定に関する中長期的な方針	1
イ	指定区分ごとの方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
ア	鳥獣保護区の指定計画	4
イ	既指定鳥獣保護区の変更計画	5
2	特別保護地区の指定	8
(1)	方針	8
ア	指定に関する中長期的な方針	8
イ	指定区分ごとの方針	8
(2)	特別保護地区指定計画	9
3	休猟区の指定	11
(1)	方針	11
(2)	休猟区指定計画	11
(3)	特例休猟区指定計画	11
4	鳥獣保護区の整備等	11
(1)	方針	11
(2)	整備計画	11
ア	管理施設の設置	11
イ	利用施設の整備	12
ウ	調査、巡視等の計画	12
(3)	保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	12
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	13
1	鳥獣の人工増殖	13
(1)	方針	13
(2)	人工増殖計画	13
2	放鳥獣	13
(1)	鳥類	13
(2)	獣類	13
(3)	生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣	13

第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	14
1	鳥獣区分と保護及び管理の考え方	14
(1)	希少鳥獣	14
ア	対象種	14
イ	保護及び管理の考え方	14
(2)	狩猟鳥獣	14
ア	対象種	14
イ	保護及び管理の考え方	14
(3)	外来鳥獣	14
ア	対象種	14
イ	管理の考え方	14
(4)	指定管理鳥獣	14
ア	対象種	14
イ	管理の考え方	14
(5)	一般鳥獣	15
ア	対象種	15
イ	保護及び管理の考え方	15
2	捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項	15
(1)	許可しない場合の基本的考え方	15
(2)	許可に当たっての条件の考え方	16
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	16
(4)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	16
(5)	鉛中毒の生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	17
3	目的別の捕獲許可の基準	17
3－1	学術研究を目的とする場合	17
(1)	学術研究	17
(2)	標識調査	18
3－2	鳥獣の保護を目的とする場合	19
(1)	第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	19
(2)	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	19
(3)	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	20
3－3	鳥獣の管理を目的とする場合	20
(1)	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	20
ア	許可基準	20
(ア)	許可申請者	20

(イ)	捕獲作業に従事する者	20
(ウ)	従事する人員	23
(エ)	時期	23
(オ)	期間並びに種類及び数	24
(カ)	区域	24
(キ)	方法	24
(ク)	住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	24
	許可基準表	25
イ	鳥獣による被害発生予察	29
(ア)	予察に係る方針等	29
(イ)	予察表	29
ウ	鳥獣の適正管理の実施	32
(ア)	方針	32
(イ)	防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画	32
エ	捕獲体制の整備等	33
(ア)	方針	33
(イ)	捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	33
(ウ)	指導事項の概要	33
オ	報告	34
(ア)	法違反又は事故報告	34
(イ)	鳥獣捕獲許可報告書（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等）	34
(ウ)	被害届提出者に対する報告	34
(2)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	35
3－4	その他特別の事由の場合	36
4	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	39
(1)	捕獲許可した者への指導	39
ア	適正捕獲の証明	39
イ	捕獲等又は採取等の立会	39
ウ	捕獲物又は採取物の処理等	39
エ	法人に対する鳥獣捕獲許可	40
オ	危険の予防	40
カ	錯誤捕獲の防止	40
キ	捕獲等又は採取等の情報の収集	40
5	許可権限の市町村長への委譲	40
6	鳥類の飼養登録	41

(1) 方針	41
(2) 飼養適正化のための指導内容	41
(3) 鳥類飼養登録基準	41
7 販売禁止鳥獣等	42
(1) 方針	42
(2) 販売許可条件	42
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び指定猟法禁止区域に関する事項	43
1 特定猟具使用禁止区域の指定	43
(1) 方針	44
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	44
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	45
2 特定猟具使用制限区域の指定	47
(1) 方針	47
3 指定猟法禁止区域	47
(1) 方針	47
(2) 許可基準	47
(3) 許可条件	47
(4) 既成指定猟法禁止区域	47
第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	48
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	48
2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	48
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	49
1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	49
(1) 鳥獣生息分布等調査	49
(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	49
2 法に基づく諸制度の運用状況調査	50
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	50
(2) 捕獲等情報収集調査	50
3 鳥獣管理対策調査	51
(1) 方針	51
(2) 調査の概要	51
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	52
1 鳥獣行政担当職員	52
(1) 方針	52
(2) 設置計画	52

(3) 研修計画	52
2 鳥獣保護管理員	53
(1) 方針	53
(2) 設置計画	53
(3) 年間活動計画	53
(4) 研修計画	53
3 保護及び管理の担い手の育成及び確保	54
(1) 方針	54
(2) 狩猟者の育成及び確保のための対策	54
4 鳥獣保護センターの設置	54
(1) 方針	54
(2) 鳥獣保護センターの施設の状況	54
5 取締り	54
(1) 方針	54
(2) 年間計画	55
第九 その他	55
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	55
2 狩猟の適正化	55
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応	56
4 感染症への対応	58
5 普及啓発	58
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	58
ア 方針	58
イ 事業の年間計画	58
ウ 愛鳥週間行事等の計画	58
(2) 安易な餌付けの防止	59
ア 方針	59
イ 年間計画	59
(3) 猟犬の適切な管理	59
(4) 野鳥の森等の整備	59
(5) 愛鳥モデル校の指定	60
ア 方針	60
イ 指定期間	60
ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容	60
エ 指定計画	60

(6) 法令の普及徹底	61
ア 方針	61
イ 年間計画	61

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本県は、温暖多湿な気候と変化に富んだ海岸線や緑豊かな山々、清らかな河川、そしてそこに形成される多種多様な生態系など豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）の生息に適した地域が数多く残されている。生息する鳥獣の種類も多く、特に紀中、紀南地方に分布密度が高いのが特徴である。しかし一方で、間伐等の手入れがなされていない人工林の増加等による生息環境の悪化が懸念されるという状況である。

鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするうえで欠くことのできない役割を果たすものである。

そこで、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全することにより、地域における生物多様性の確保及び県民の豊かな生活環境の形成に資するという鳥獣保護区指定の基本理念を踏まえ、第1次から第12次鳥獣保護管理事業計画期間において、県土全体の6%を占める鳥獣保護区の指定等を行い、鳥獣の保護に大きく寄与してきた。

しかし一方で、近年、特定の鳥獣による農林水産業等への被害が深刻となっており、特定の鳥獣の生息数や生息地の範囲を適正なものに縮小する管理も重要となっている。

このことから、本計画は、鳥獣の保護及び管理並びに豊かな生活環境の形成という観点のもと、地元関係者（市町村、猟友会等）の意見を踏まえ策定した。

鳥獣保護区の指定等に関する手続きについては、関係者の理解と協力を得ながら、鳥獣の保護と管理の両方の観点から、十分な調整のうえ進めることとする。鳥獣保護区の指定期間は原則として10年とする。

なお、鳥獣保護区の指定は、地域の自然的、社会的状況に応じて必要と認められる場合には、適宜見直しを行う。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、地域における生物多様性の確保に資すると考えられる地域について指定する。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、地域における生物多様性の拠点確保に資すると考えられる地域について指定する。

しかし本県では、現時点において、大規模生息地の保護区の指定要件を満たす地区がなく、本計画期間内での指定計画はない。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する鳥類の種類若しくは個体数の多い地域又はかつて多かった地域のうち、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられ

る地域について指定する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、島しょ、草原等における集団繁殖地のうち、必要な地域について指定する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地のうち、鳥獣の保護上必要な地域について指定する。

しかし本県では、現時点において、希少鳥獣生息地の保護区の指定要件を満たす地区がなく、本計画期間内での指定計画はない。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路になっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定する。

しかし本県では、現時点において、生息地回廊の保護区の指定要件を満たす地区がなく、本計画期間内での指定計画はない。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域又は自然とのふれあい、鳥獣の観察若しくは保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分		鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
					4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	37	39	箇所												
	面積	11,000ha	18,933.3	変動面積	ha						ha					
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇所		6	箇所												
	面積		2,029.0	変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇所		1	箇所												
	面積		143.7	変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha						ha					
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		49	箇所												
	面積		8,509.0	変動面積	ha						ha					
計	箇所		95	箇所												
	面積		29,615.0	変動面積	ha						ha					

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる 鳥獣保護区						計画期間中の 増減*	計画終了時の 鳥獣保護区**
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
1					1								39
11.0ha					11.0	ha						△11.0	18,922.3
ha						ha							
ha						ha							6
ha						ha							2,029.0
ha						ha							1
ha						ha							143.7
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							
ha						1					1	△1	48
ha						4ha					4.0	△4.0	8,505.0
					1	1					1	△1	94
ha					11.0	4ha					4.0	△15.0	29,600.0

* 箇所数については B-E
面積については B+C-D-E

**箇所数については A+B-E
面積については A+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画

- (ア) 森林鳥獣生息地の保護区
該当なし
- (イ) 大規模生息地の保護区
該当なし
- (ウ) 集団渡来地の保護区
該当なし
- (エ) 集団繁殖地の保護区
該当なし
- (オ) 希少鳥獣生息地の保護区
該当なし
- (カ) 生息地回廊の保護区
該当なし
- (キ) 身近な鳥獣生息地の保護区
該当なし

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和４年度	森林	友ヶ島鳥獣保護区	期間更新	1200.0ha		1200.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
	身近	野中鳥獣保護区	期間更新	60.0ha		60.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
	身近	吉里鳥獣保護区	期間更新	36.0ha		36.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
	森林	根来鳥獣保護区	期間更新	252.0ha		252.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
	森林	高野山鳥獣保護区	期間更新	2882.0ha		2882.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
	森林	大滝川鳥獣保護区	区域縮小	41.0ha	△11.0ha	30.0ha	R4.11.1～R14.10.31	獣害深刻なため	
	身近	栗屋谷鳥獣保護区	期間更新	15.0ha		15.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
	身近	岩田鳥獣保護区	期間更新	102.0ha		102.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
	身近	江須崎鳥獣保護区	期間更新	7.0ha		7.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
	身近	稲積鳥獣保護区	期間更新	2.0ha		2.0ha	R4.11.1～R14.10.31		
	身近	桃山鳥獣保護区	解除	4.0ha	△4.0ha			保護区としての役割を終えたため	
	計	11箇所		4,601.0ha	△15.0ha	4,586.0ha			
令和５年度	森林	加太南部鳥獣保護区	期間更新	192.0ha		192.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	森林	和歌浦鳥獣保護区	期間更新	803.0ha		803.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	身近	岩出鳥獣保護区	期間更新	250.0ha		250.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	身近	上岩出鳥獣保護区	期間更新	33.0ha		33.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	身近	梁瀬鳥獣保護区	期間更新	1.0ha		1.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	身近	城山鳥獣保護区	期間更新	6.0ha		6.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	森林	煙樹ヶ浜鳥獣保護区	期間更新	150.0ha		150.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	森林	西ノ河鳥獣保護区	期間更新	360.0ha		360.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	集団渡来	黒島鳥獣保護区	期間更新	170.0ha		170.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	集団繁殖	日高鳥獣保護区	期間更新	143.7ha		143.7ha	R5.11.1～R15.10.31		
	身近	長子鳥獣保護区	期間更新	2.0ha		2.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	森林	田長谷鳥獣保護区	期間更新	846.0ha		846.0ha	R5.11.1～R15.10.31		
	計	12箇所		2,956.7ha		2,956.7ha			

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指 定期間	変更理由	備考
				異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積			
令和6年度	森林 集団渡来	雨の森鳥獣保護区	期間更新	43.5ha		43.5ha	R6.11.1～R16.10.31		
	森林	紀ノ川鳥獣保護区	期間更新	532.0ha		532.0ha	R6.11.1～R16.10.31		
	身近	万燈鳥獣保護区	期間更新	50.0ha		50.0ha	R6.11.1～R16.10.31		
	身近	那賀鳥獣保護区	期間更新	9.0ha		9.0ha	R6.11.1～R16.10.31		
	森林	北寺鳥獣保護区	期間更新	5.2ha		5.2ha	R6.11.1～R16.10.31		
	森林	白浜鳥獣保護区	期間更新	2156.0ha		2156.0ha	R6.11.1～R16.10.31		
	集団渡来	南部川鳥獣保護区	期間更新	110.0ha		110.0ha	R6.11.1～R16.10.31		
	身近	田辺鳥獣保護区	期間更新	1445.8ha		1445.8ha	R6.11.1～R16.10.31		
計		8箇所		4,351.5ha		4,351.5ha			
令和7年度	森林	生石山鳥獣保護区	期間更新	160.0ha		160.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
	身近	紀泉台鳥獣保護区	期間更新	72.0ha		72.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
	身近	かつらぎ鳥獣保護区	期間更新	3.0ha		3.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
	身近	富貴鳥獣保護区	期間更新	2.0ha		2.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
	森林	広川西部鳥獣保護区	期間更新	340.0ha		340.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
	身近	地ノ島・沖ノ島鳥獣保護区	期間更新	75.0ha		75.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
	森林	椿鳥獣保護区	期間更新	162.0ha		162.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
	森林	太地鳥獣保護区	期間更新	476.0ha		476.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
	森林	与根河鳥獣保護区	期間更新	229.0ha		229.0ha	R7.11.1～R17.10.31		
計		9箇所		1,519.0ha		1,519.0ha			今後縮小の 可能性あり

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和8年度	身近 身近 森林 身近 身近 森林 森林 身近 森林	岡崎鳥獣保護区	期間更新	61.0ha		61.0ha	R8.11.1～R18.10.31		
		紀の川(紀の川市)鳥獣保護区	期間更新	1166.0ha		1166.0ha	R8.11.1～R18.10.31		
		天野鳥獣保護区	期間更新	310.0ha		310.0ha	R8.11.1～R18.10.31		
		高野口鳥獣保護区	期間更新	90.0ha		90.0ha	R8.11.1～R18.10.31		
		河根鳥獣保護区	期間更新	40.0ha		40.0ha	R8.11.1～R18.10.31		
		楠本鳥獣保護区	期間更新	140.0ha		140.0ha	R8.11.1～R18.10.31		
		近井鳥獣保護区	期間更新	887.0ha		887.0ha	R8.11.1～R18.10.31		
		上ミ山鳥獣保護区	期間更新	32.0ha		32.0ha	R8.11.1～R18.10.31		
		夏山鳥獣保護区	期間更新	400.0ha		400.0ha	R8.11.1～R18.10.31		
計		9箇所		3,126.0ha		3,126.0ha			
合計		49箇所		16,554.2ha	△15.0ha	16,539.2ha			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区域内において、鳥獣の繁殖地、生息地、採餌場所、避難及び休息地等生息環境の保護が重要と認められる地域を特別保護地区に指定する。さらに、特別保護指定地域は、特別保護地区内で特に重要と認められる場合に指定する。

特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させ、既設特別保護地区は、原則として再指定する。

なお、特別保護指定地域は、本計画期間内に指定計画はない。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努める。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(ウ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

(カ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護 地区指定 の目標	既指定特 別保護地 区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	3	33	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所 面積	20 2,021ha	8 1,049.4	箇所 変動面積	2 209ha		1 20	1 12		4 241.0					
大規模生息地	箇所 面積			箇所 変動面積							ha				
集団渡来地	箇所 面積			箇所 変動面積	ha						ha				
集団繁殖地	箇所 面積			箇所 変動面積	ha						ha				
希少鳥獣生息地	箇所 面積			箇所 変動面積	ha						ha				
生息地回廊	箇所 面積			箇所 変動面積	ha						ha				
身近な鳥獣生息地	箇所 面積			箇所 変動面積	ha						ha				
計	箇所		8	箇所	2		1	1		4					
	面積		1,049.4	変動面積	209ha		20	12		241.0	ha				

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区（再指定も含む）						計画期間中の増減*	計画終了時の特別保護地区**
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
						2		1	1		4		8
ha						209ha		20	12		241.0		1,049.4
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							
						2		1	1		4		8
ha						209ha		20	12		241.0		1,049.4

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数については $A+B-E$
面積については $A+B+C-D-E$

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和4年度 計	森林鳥獣生息地 森林鳥獣生息地	友ヶ島鳥獣保護区 高野山鳥獣保護区 2箇所	1200.0ha 2882.0ha 4082.0ha	R4年11月1日より R14年10月31日まで	79.0ha 130.0ha 209.0ha	R4年11月1日より R14年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
令和6年度 計	森林鳥獣生息地	万燈鳥獣保護区 1箇所	50.0ha 50.0ha	R6年11月1日より R16年10月31日まで	20.0ha 20.0ha	R6年11月1日より R16年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
令和7年度 計	森林鳥獣生息地	与根河鳥獣保護区 1箇所	229.0ha 229.0ha	R7年11月1日より R17年10月31日まで	12.0ha 12.0ha	R7年11月1日より R17年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
合計		4箇所	4,361.0ha		241.0ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み、狩猟鳥獣による被害の状況等を勘案し、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現場で容易に確認できる区域線により指定するよう努め、指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意する。

また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

なお、指定期間は3年とする。

(2) 休猟区指定計画

該当なし

(3) 特例休猟区指定計画

該当なし

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう制札を設置し、保護区の主要な場所には、案内板を設置する等、管理のための施設の整備又は人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図るという観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲で、利用施設の整備に努める。

なお、その設置数は保護区の地理的条件、面積等を勘案し保護区ごとに決定する。

さらに、野生鳥獣の生息状況の把握又は違法捕獲の取締りや各種施設の管理のため、必要に応じて鳥獣保護管理員及び県職員等が巡視を行う。

また、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らし必要があると認められる場合には、鳥獣の生息地の復元、特定の鳥獣の捕獲等を行う等の保全事業の実施を検討する。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備	制 札 76	制 札 77	制 札 76	制 札 43	制 札 117
	案内板 26	案内板 25	案内板 25	案内板 15	案内板 32
管理棟等の整備	—	—	—	—	—

イ 利用施設の整備

区 分	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
観察路、観察舎等の整備	—	—	—	—	—
その他の施設等の整備	巣箱、給餌台の 設置に努める	巣箱、給餌台の 設置に努める	巣箱、給餌台の 設置に努める	巣箱、給餌台の 設置に努める	巣箱、給餌台の 設置に努める

ウ 調査、巡視等の計画

区 分		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
管理員等	個所数	95	94	94	94	94
	人数	43	43	43	43	43
管理のための調査 の実施		—	—	—	—	—

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

本計画期間中に保全事業を実施する予定の鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

第1次鳥獣保護事業計画から第11次鳥獣保護管理事業計画においてキジを対象として、健全な養殖鳥獣の確保に向けた取組を実施してきたが、第12次鳥獣保護管理事業計画では、実施せず、本計画においても実施しない。

ただし、今後、取り組むことも想定されるため、必要な情報の収集に努める。

(2) 人工増殖計画 計画なし

2 放鳥獣

(1) 鳥類

ア 基本的考え方

狩猟鳥獣の増加を図るための放鳥獣について、県としては実施しない。なお、放鳥を実施しようとする者に対しては、生息適地内の、狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所において、被害のおそれがなく、放鳥の効果があると考えられる放鳥計画を作成した場合、同計画に基づき必要な個体数を放鳥できることとする。

イ 放鳥に際しての留意事項

(ア) 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しないよう指導する。

(イ) 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により、人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないこと。

特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している場合には、放鳥事業用のキジ等を育成する農業者等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性についても検討する。

(ウ) 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥するよう指導する。

(2) 獣類

獣類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣しないよう指導する。

(3) 生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣 原則、放鳥獣しないよう指導する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

環境省又は和歌山県が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

必要に応じて鳥獣保護区の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第7項に基づき同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第3条で定める鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、種ごとの生息状況等の調査を行い、関係行政機関等と連携を図り、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等の把握に努める。必要に応じ、捕獲も含めた、保護及び管理・被害防除対策を講じる。

(3) 外来鳥獣

ア 対象種

国内に過去又は現在における自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、国内に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域から人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

イ 管理の考え方

生息状況、農林水産業及び生態系に係る被害状況等の把握に努め、農林水産業及び生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害防止目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）を推進して、被害の防止を図る。また自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物は、必要に応じて防除実施計画を策定するなどし、その防除に努める。

(4) 指定管理鳥獣

ア 対象種

法第2条第5項に基づき環境大臣が定める鳥獣とする。

イ 管理の考え方

生息状況や被害状況等の把握に努め、地域個体群の存続に配慮しながら、必要な捕獲等を積極的に推進する。また、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(5) 一般鳥獣

ア 対象種

上記(1)～(4)以外の鳥獣をいう。

イ 保護及び管理の考え方

種ごとの調査等により生息状況等の把握に努め、必要に応じて、希少鳥獣又は狩猟鳥獣に準じた対策を検討する。

2 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれがある場合

ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがある場合

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内及び墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

カ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合（ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。）

キ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合（ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りではない。）

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付す。特に、住居と隣接した地域等において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合には、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなの使用に当たっての許可基準は、次のとおりとする。

なお、ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努める。

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請については、以下の構造に関する基準を満たすこと。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやニホンカモシカの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができる。

(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア) イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、輪の直径が 12 センチメートル以内、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

なお、安全確保の観点から締め付け防止金具が停止する際の輪の直径は約 3 センチメートルを目安とする。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えず、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

また、安全確保や鳥獣保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

(ウ) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る。

イ 標識の装着に関する基準

法第 9 条第 12 項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間等を記載した標識の装着を行うこと。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等で猟具の大きさ等の理由により猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に、立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこと。

(5) 鉛中毒の生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少鳥獣の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒の生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用又は捕獲個体の搬出の徹底を指導すること。

3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、以下のとおり目的別に定める。

なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合においては、その法人の従事者が以下の基準に適合すること。

3-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として、次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
学術研究の目的	知事	研究の目的及び内容が下記の各号いずれにも該当するものであり、当該調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。 記 (注1)	研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には適切な種類又は数(羽、頭又は個)。	1年以内	研究の目的を達成するために必要な区域。	下記の各号に掲げる条件に適合すること。 記 (注2)	鳥獣の捕獲等又は採取等の後の措置は、下記の各号に掲げる条件に適合すること。 記 (注3)	

(注1) 次の各号のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下で行われるものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

(注2) 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣で、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合はこの限りではない。

(注3) 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

(イ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないもので、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として、次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
標識調査 （環境省足環を装着する場合）の目的	知事	国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。	（注4）	1年以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く	網、わな又は手捕。	鳥獣の捕獲等又は採取等の後の措置は、下記の条件に適合すること。 記 （注5）	

(注4) 標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者にあつては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

(注5) 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が達成されるよう行われるものであること。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	知事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む)、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	第一種特定鳥獣保護計画の目標達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭又は個)。	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。		

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として、次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)。	1 年以内	申請者の職務上必要な区域。	禁止猟法は認めない		

傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として、次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。	1年以内	必要と認められる区域。	禁止猟法は認めない		

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（(1)において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可する基準とする。

許可は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行う。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、積極的な捕獲を図る。

ア 許可基準

原則として、許可基準表（25～28 ページ）のとおりとする。ただし、許可に当たっては以下に留意する。

(ア) 許可申請者（許可基準表（25～28 ページ）においては、許可対象者と記載）

原則として、許可申請者は、次の者とする。

ア) 法人（法第9条の8に規定される国・地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、その他環境大臣の定める法人（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）

イ) 自治会が選出した捕獲等又は採取等の従事者

申請書には被害地を含む地域の自治会（区を含む。以下「自治会」という。）の要望書（様式第1号）を添付すること

ウ) 農林業被害防止の目的で農林業者自らの事業地内において鳥獣を捕獲しようとする者

エ) (イ)表Dに該当する者

(イ) 捕獲作業に従事する者

従事する者（申請者が(ア)ア)の場合においては従事者のことを指し、(ア)イ)、ウ)及びエ)の場合においては申請者のことを指す。（以下「従事する者」という。）原則として従事する者は、次表に掲げる要件を満たし、免許の種類に応じて狩猟共済、ハンター保険又は施設損害賠償責任保険等加入により損害賠償能力を有すること。

許可申請者	従事する者	
	銃器を使用する猟法による場合	銃器以外の猟法による場合
A 法人 （国・地方公共団体、認定鳥獣捕獲事業者、その他環境大臣の定める法人） （(7)7)の場合）	- 第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第1種又は第2種銃猟免許を所持する者） - 過去2回以上本県の狩猟登録を受け、その期間を満了している者（以下、「銃猟経験者」という）であること。 ただし、今期の本県の狩猟者登録を受けている者、もしくは直前の狩猟期間においてその登録を受け、期間を満了している者は、銃猟経験者の指導の下で、安全に捕獲等を行うことを条件に従事する者として許可することができる。	- 網猟免許又はわな猟免許を所持する者 ただし、法人等が許可を受けた場合で従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲補助を行うこと。また、使用する猟具は、はこわな及び囲いわなを基本とする。 なお、当該免許を受けていない者には損害賠償保険等への加入を要件としないが、法人等が損害賠償能力を有すること。 - 過去1回以上、本県のわな猟もしくは網猟の狩猟者登録を受け、その期間を満了している者（以下、「わな猟等経験者」という。）であること。 ただし、以下の場合は上記を要件とせず、従事する者として許可することができる。 ①はこわなまたは囲いわなによる捕獲を条件とする場合 ②くくりわな又は網による捕獲であって、わな猟等経験者の指導（使用する猟法と同種の経験者に限る。）の下で、安全に捕獲等を行うことを条件とする場合

許可申請者	従事する者	
	銃器を使用する猟法による場合	銃器以外の猟法による場合
B 被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者（原則として(ア)イ)に該当する場合）	- 第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第1種又は第2種銃猟免許を所持する者） - 銃猟経験者であること。 ただし、今期の本県の狩猟者登録を受けている者もしくは直前の狩猟期間においてその登録を受け、期間を満了している者は、銃猟経験者の指導の下で、安全に捕獲等を行うことを条件に従事する者として許可することができる	- 網猟免許又はわな猟免許を所持する者 - わな猟等経験者であること。 ただし、以下の場合には上記を要件とせず、従事する者として許可することができる。 ①はこわなまたは囲いわなによる捕獲を条件とする場合 ②くくりわな又は網による捕獲であって、わな猟等経験者の指導（使用する猟法と同種の経験者に限る。）の下で、安全に捕獲等を行うことを条件とする場合

許可申請者	従事する者（銃器以外の猟法による場合に限る）
C 農林業被害防止の目的で農林業者自らの事業地内において獣を捕獲しようとする者 （(ア)ウ)に該当する場合で、D②及び③の場合を除く）	- 網猟免許又はわな猟免許を所持する者 - わな猟等経験者であること。 なお、はこわなによる捕獲に限りわな猟免許所持者は、わな猟等経験者でなくとも従事する者として許可することができる。

許可申請者	従事する者（銃器以外の猟法による場合に限る）
D 以下の①から④に該当するものとする。	法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、許可することができる。 なお、損害賠償保険等への加入を要件としない。
① 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内、倉庫及びビニールハウス等において被害を防止する目的で鳥獣を捕獲しようとする者及び被害を受けた者から依頼を受けた者	小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲しようとする場合に限る。
② 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで希少鳥獣が捕獲される可能性がある場合を除く。）で鳥獣を捕獲しようとする者	小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲しようとする場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合に限る。
③ 農林業被害の防止の目的で農林業者自らの事業地内において、獣を捕獲しようとする者	囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の獣を捕獲しようとする場合に限る。
④ 被害を防止する目的で、巣の撤去に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合で被害を受けた者及び被害を受けた者から依頼を受けた者	手捕り及びつき網による場合に限る。

(ウ) 従事する人員

人員は、被害状況、被害区域、鳥獣の種類、捕獲等又は採取等の方法を検討し、必要な人数とする。

(エ) 時期

ア) 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある場合、その期間は避けるよう考慮する。

イ) 捕獲対象とする鳥獣の生態や加害時期等を考慮し、最も効果の上がる時期であり、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切かつ必要な時期に実施する。

(オ) 期間並びに種類及び数

ア) 期間並びに種類及び数は、地域における被害の規模、加害鳥獣の生態の状況等を考慮して決定する。また捕獲の状況を適正に把握できるよう考慮し、期間を設定する。

この際、捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。

イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

ただし、外来鳥獣に係る被害防止を目的とする場合は、この限りではない。

(カ) 区域

ア) 被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

イ) 被害の状況により市町村界を越えて広域的に実施することが望ましい場合は、関係市町村長はあらかじめ捕獲等の方法等を協議した上で、同一申請者に対し許可日、許可期間、目的、方法及び対象鳥獣名等を統一し、各々の市町村区域内における許可区域及び許可対象鳥獣数を記載した許可証を発行することができる。

ウ) 許可区域に国有林及び大学演習林等がある場合、申請者はその管理者と事前に協議すること。

エ) 鳥獣保護区における捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮する。また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防止対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成等により管理の推進を図ること。

オ) 特定猟具（銃）使用禁止区域における被害防止目的での捕獲は、原則として銃を用いない方法で行う。ただし、やむを得ない場合に限り、特定猟具（銃）による鳥獣の捕獲を許可することができるが、この場合においては当該地域の周囲に監視者等を立てる等の安全対策をとるよう指導し、事故防止について万全を期すこと。

(キ) 方法

ア) 捕獲等又は採取等の方法は、捕獲鳥獣及び被害の状況に応じ、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果の上がる方法によるものとし、原則として、禁止猟法は許可しないこと。

イ) 空気銃を使用した捕獲等は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

ウ) 鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域にあっては、禁止された鉛製銃弾は使用しないこと。

エ) 鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造、素材の装弾は使用しないよう努めること。

オ) 捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害の発生の遠因を生じさせることのないよう指導すること。

カ) 猟犬を使用する場合は、十分訓練されたものを用いること。

また、猟犬については、狂犬病予防法に基づき、登録・予防注射がされていることなど、関係法令を遵守し適切に管理されているものであること。

(ク) 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第 38 条の 2 第 1 項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得ること。

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考
		方法	区域	時期	期間	1人当たり捕獲数	許可対象者	留意事項	
市長 村長	スズメ ハシボソガラス ハシブトガラス ヒヨドリ カワラバト（ドバト） キジバト ムクドリ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ	銃器 網 はこわな	当該市長 村の区域	通年	必要日数	必要数	許可基準 （ア） ア） ～ウ）のとお り	（ア） ウ）の場 合銃の許 可はでき ない。	
	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシン タイワンリス ヌートリア タヌキ アナグマ ノウサギ	銃器 はこわな 囲いわな くくりわな （注１）	当該市長 村の区域	通年	必要日数	必要数	許可基準 （ア） ア） ～ウ）のとお り	（ア） ウ）の場 合銃の許 可はでき ない。	

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考
		方法	区域	時期	期間	1人当たり捕獲数	許可対象者	留意事項	
市長 村長	上記以外の鳥獣 (知事及び環境大臣権限を除く。)(注2)	銃器 はこわな 囲いわな	当該市長 村の区域	通年	1ヶ月 以内	各2頭(羽) 以内	許可基準 (ア) ア) ～ウ) のとお り	(ア) ウ) の場 合銃の許 可はでき ない。	
	航空機の安全の ため捕獲する鳥 獣	銃器	当該市長 村の区域	通年	6ヶ月 以内	必要数	許可基準 (ア) ア) のとおり		
	鳥類の卵を採取等する場合 カルガモ、キジバト、カワ ラバト(トバト)、スズ メ、ハシボソガラス、ハシ ブトガラス、カワウ	原則として 手捕	当該市長 村の区域	通年	1ヶ月 以内	必要数	許可基準 (ア) ア) ～ウ) のとお り	(ア) ウ) の場 合銃の許 可はでき ない。	
	垣、さくその他これに類する もので囲まれた住宅の敷地 内、倉庫及びビニールハウス 等において被害を防止する目 的でアライグマ、ハクビシン 等の鳥獣を捕獲しようとする 場合 (注3)	小型のはこ わな若しく はつき網又 は手捕	当該市長 村の区域	通年	必要日数	必要数	被害を受け た者及び被 害を受けた 者から依頼 を受けた者	捕獲した 個体の適 切な処分 ができる と認めら れること	ア(イ) 表D①の 場合をい う

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考
		方法	区域	時期	期間	1人当たり捕獲数	許可対象者	留意事項	
市長 村長	農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで希少鳥獣が捕獲される可能性がある場合を除く。）でアライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲しようとする場合（注3）	小型のはこわな若しくはつき網又は手捕	当該市長村の区域	通年	必要日数	必要数	農林業者	捕獲した個体の適切な処分ができると認められ、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合に限る	ア（イ） 表D②の場合をいう
	被害を防止する目的で、巢の撤去に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合（注3）	原則として手捕又はつき網	当該市長村の区域	通年	必要日数	必要数	被害を受けた者及び被害を受けた者から依頼を受けた者	捕獲した個体の適切な処分ができると認められること	ア（イ） 表D④の場合をいう
知事	ツキノワグマ保護管理指針による								
	外来鳥獣	銃器はこわな 囲いわな	当該市長村の区域	通年	必要日数	必要数	許可基準 （ア）ア） のとおり		
	上記以外の鳥獣 （市町村長及び環境大臣権限を除く。）	銃器はこわな 囲いわな	当該市長村の区域	通年	1ヶ月以内	各2頭 （羽）以内	許可基準 （ア）ア） のとおり		
	鳥類の卵類を採取する場合 （市町村長及び環境大臣権限を除く。）	原則として手捕	当該市長村の区域	通年	1ヶ月以内	必要数	許可基準 （ア）ア） のとおり		

(注1) イノシシ、ニホンジカを対象としたくくりわなによる捕獲については、輪の直径が12センチメートル以内、締め付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

なお、安全確保の観点から締め付け防止金具が停止する際の輪の直径は約3センチメートルを目安とする。

ただし、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやニホンカモシカの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、輪の直径が12センチメートル以内の制限はしない。

(注2) マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、ニュウナイスズメ、ミヤマガラス、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く。）、イタチ（オスに限る。）、チョウセンイタチ、ミンク、シマリス、ウソ、オナガ、ノヤギをいう。

(注3) 市町村長権限に係るものに限る。

※外来鳥獣に対する被害防止目的での捕獲は、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼしている当該鳥獣に対し行うものである。

※市町村長の許可に係るもので、上記基準によりがたい場合は、別途、関係市町村長は所轄の振興局長と協議する。

イ 鳥獣による被害発生予察

(ア) 予察に係る方針等

被害のおそれがある場合に実施する被害防止目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）については、市町村長の許可権限となっている鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

また、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をし、捕獲等又は採取等の数の上限を設定するよう努める。

なお、被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等適切に対処する。

(イ) 予察表

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行う。

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	稲、果樹、野菜、豆類、茶、植林木、花木	←											→	県内全域	
ニホンジカ	稲、野菜、果樹、豆類、花木、茶、植林木、特用林産物	←											→	海南市、紀美野町、紀の川市、橋本市、伊都郡、有田郡、御坊市、日高郡、田辺市、西牟婁郡、新宮市、東牟婁郡	

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備 考
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
ニホンザル	稲、果樹、野菜、豆類、特用林産物	←											→	海南市、紀美野町、橋本市、伊都郡、有田郡、御坊市、日高郡、田辺市、西牟婁郡、新宮市、那智勝浦町、北山村、串本町(大島地区以外)、古座川町	
ノウサギ	果樹、野菜、花木、苗木、植林木	←											→	紀の川市、有田川町、印南町、みなべ町、白浜町	
タヌキ	稲、野菜、果樹、豆類、家屋	←											→	海南市、紀美野町、橋本市、高野町、有田市、広川町、御坊市、美浜町、印南町、日高川町、田辺市、白浜町、那智勝浦町、串本町、太地町	
アライグマ	稲、野菜、果樹、豆類、いも類	←											→	県内全域（北山村除く）	
アナグマ	野菜、果樹、豆類、家屋	←											→	和歌山市、海南市、紀美野町、高野町、有田市、広川町、有田川町、御坊市、日高町、美浜町、印南町、田辺市、上富田町、太地町	

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ヒヨドリ	果樹、野菜、 豆類	←											→	海南市、岩出市、紀の川市、 有田市、有田郡、日高川町、 印南町、みなべ町、田辺市、 新宮市、太地町	
カラス (ハシバト、 ハシホト)	稲、野菜、 果樹、苗木	←											→	紀美野町、岩出市、紀の川 市、橋本市、かつらぎ町、有 田市、湯浅町、広川町、有田 川町、御坊市、美浜町、由良 町、印南町、日高川町、田辺 市、西牟婁郡、新宮市、那智 勝浦町、串本町、太地町	
カワラバト (ドバト)	稲、果樹、 野菜、豆類	←											→	印南町	
キジバト	稲、果樹、 野菜、豆類			←				→						印南町	
カワウ	アユ、アマゴ	←											→	和歌山市、紀美野町、岩出市、 紀の川市、橋本市、かつらぎ 町、九度山町、有田市、有田川 町、御坊市、日高川町、印南町、 田辺市、白浜町、新宮市、北山 村、古座川町	
スズメ	稲、野菜、 果樹	←											→	紀の川市、美浜町、印南町、新 宮市、古座川町、串本町	
ムクドリ	野菜、果樹													和歌山市、紀の川市、岩出 市	
サギ(アオサ ギ、コサギ、 ダイサギ)	アユ、アマゴ	←											→	和歌山市、紀美野町、橋本 市、かつらぎ町、九度山町、 有田市、有田川町、由良町	

ウ 鳥獣の適正管理の実施

(ア) 方針

農林水産物等への被害、生活環境や生態系への影響を及ぼし、又はそのおそれのある鳥獣の適正管理の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、捕獲等又は採取等の実施や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努める。

また、農林水産業の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所用の対策が講じられるよう努める。

さらに、人が排出する生ごみ等が、鳥獣による被害の誘因となっていることにかんがみ、被害の防止の観点から、生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図る。

(イ) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
農作物・植林木に被害を与える野生鳥獣	令和４年度 ～ 令和８年度	防護柵設置に係る補助事業(市町村等補助)	農林水産省補助事業 (50～55％・定額補助) 林野庁補助事業 (68%補助) 県単独事業
イノシシ	令和４年度 ～ 令和８年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害対策及び個体数調整を行う。	
ニホンジカ	令和４年度 ～ 令和８年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害対策及び個体数調整を行う。	
ニホンザル	令和４年度 ～ 令和８年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害対策及び個体数調整を行う。	
ツキノワグマ	令和７年度 ～ 令和８年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害対策及び個体数調整を行う。	
ニホンカモシカ	令和４年度 ～ 令和８年度	生息・食害調査 保護地域を対象に実施 高野町・かつらぎ町・有田川町・田辺市・古座川町・新宮市	文化庁補助事業 (2/3 補助)

エ 捕獲体制の整備等

(ア) 方針

鳥獣の捕獲を円滑に行い、捕獲等又は採取等の効果を高めるため、必要に応じ捕獲隊（被害防止目的での捕獲を目的として編成された隊をいう。）を置き、加害鳥獣ごとに編成し、効果的な捕獲等又は採取等の実施を行う。また、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に係る法律（平成 19 年法律第 134 号）の規定による隊をいう。）との連携を図るように努める。

また、ア(ア)イ)に規定する自治会が選出した捕獲等又は採取等に従事する者が連名で申請する場合においても、エに規定する内容に準じ、捕獲体制を整備等する。この場合において、「市町村単位」とあるのは「自治体単位」と、「従事者証」とあるのは「許可証」と、「法第 9 条第 8 項」とあるのは「法第 9 条第 7 項」とそれぞれ読み替える。

なお、イノシシ、ニホンジカ等、著しく被害を及ぼす鳥獣で、その生活圏の広域なものの捕獲については、関係市町村が捕獲日を一齐にする等の捕獲等又は採取等の方法を検討し、効果的な捕獲等又は採取等が行われるようにする。

また、毎年同一場所が鳥獣による被害を受ける地域のある場合は、年間の捕獲等又は採取等に係る計画を様式第 2 号により作成する。

(イ) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
イ(イ)に掲げる鳥獣	被害発生市町村	

(ウ) 指導事項の概要

ア) 捕獲隊編成にあたっての指導

- a 加害鳥獣別に捕獲隊を編成し、従事する者には加害鳥獣を専門に狩猟する者を選び捕獲等又は採取等の効果を高める。
- b 捕獲隊一隊の人員は、概ね 10 人とし捕獲隊長を定める。
- c 従事する者には、捕獲等又は採取等の技術の優れた者、捕獲等又は採取等のための出動が可能な者等を隊員とし編成する。
- d 従事する者は、ア(イ)に掲げる基準に該当する者であること。
- e 従事する者本人の同意を必ず得たものであること。
- f 被害防止目的での鳥獣捕獲出動計画を様式第 3 号により作成すること。
- g 許可に当たっては、従事者証に様式第 4 号の被害防止目的での鳥獣捕獲従事者遵守事項を添えて交付し、適正な捕獲等又は採取等に努めるよう指導する。

イ) 事故防止

- a 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図る。
- b 捕獲隊長は、従事する者と捕獲等又は採取等の実施方法及び隊員の配置等について事前に十分打ち合わせを行い、事故防止に万全を期する。
- c 錯誤捕獲等、錯誤採取等及び事故の発生防止については万全の対策を講じる。
- d 万一事故が生じた場合は、速やかに関係機関に通知する。

ウ) 従事者証の交付を受けていない者が従事者証の交付を受けた者に代わって捕獲に従事することはできないので、この場合は法第9条第8項の規定に基づき、新たに従事する者の従事者証の交付を受けるよう指導する。

オ 報告

(ア) 法違反又は事故報告

市町村権限に係る許可について、市町村長は、従事する者が法に違反した場合又は捕獲等若しくは採取等に際し事故が生じた場合は、遅滞なく振興局長に報告する。

(イ) 鳥獣捕獲許可（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等）に関する報告

市町村長は、鳥獣捕獲に関する許可の状況（鳥獣別の許可件数、従事者数、許可期間等）及び捕獲に関する情報（捕獲場所、鳥獣種別の捕獲数等の法令に基づく情報や必要に応じて、捕獲年月日、捕獲個体の性別、幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等の情報等）を適切に把握・管理し、県の求めに応じて、振興局を通じて、本庁担当課室長に報告するものとする。

(ウ) 被害届提出者に対する報告

被害届に基づく被害防止目的での捕獲については、申請者は、捕獲終了後速やかに、被害届出者に対し、被害防止目的での鳥獣捕獲報告書（様式第5号）により捕獲状況等を報告する。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣の数の調整）を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われること。

捕獲の 目的	許可 権者	許 可 基 準						備 考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	知事	A 地方公共団体、農業協同組合等（第四3－3(1)ア(イ)ア）に該当するもの） B 捕獲等の従事者捕獲実施者は、必要な人数とする。	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）。	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間。（注1）	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。	（注2）	左に掲げる許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われること。	従事者については、第四3－3(1)ア(イ)の要件に準じて取り扱う。

（注1）捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

（注2）原則として法第36条で禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることができないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあっては、この限りではない。

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないこと。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めること。

3-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
博物館、動物園、その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。	6ヶ月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。		
愛玩のための飼養の目的 [原則として認めないこととし、県知事が特別の事由(※)があると認める場合に限る。]	知事	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者(県内に住所を有する者に限る。)	メジロに限る。数は1世帯当たり1羽。	繁殖期間中(4月、5月及び6月中)は認めない。捕獲許可日より1ヶ月以内とする。	県内の1市町村の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。)	禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合はこの限りでない。	鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれのないよう適切な条件を付すこと。	愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、廃止を含めて検討されることから、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

※ 野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である場合等をいう

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者（県内に住所を有する者に限る。）	人工養殖が可能と認められる種類で必要な数（羽又は個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6ヶ月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	網、わな又は手捕。		
鵜飼漁業への利用の目的	知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。	ウミウに限る。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。	6ヶ月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	手捕又はとりもち。		

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）とする。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣する（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く）。	30日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。		
上記に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。 環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。						

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 捕獲許可した者への指導

ア 適正捕獲の証明

捕獲等又は採取等を実施するときは、許可証又は従事者証を携帯させるとともに、必要に応じて許可権者が貸与する腕章を装着させる。

イ 捕獲等又は採取等の立会

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、必要に応じて鳥獣行政担当職員又は鳥獣保護管理員が立ち会う等により、捕獲等又は採取等が適正に実施されるよう対処する。また、必要に応じて捕獲等又は採取等の依頼者にも立会を要請する。

ウ 捕獲物又は採取物の処理等

(ア) 捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して周知を図ること。

(イ) 捕獲物又は採取物については、鉛中毒事故、伝染病の流布等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰り適切に処理することとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないような適正な方法で埋設することにより、山野に放置することのないよう適切に処置すること（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。

(ロ) 捕獲物又は採取物については、捕獲等又は採取等の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用すること。なお、捕獲した個体を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養の登録を受ける必要があるので、手続きをとるよう指導すること（狩猟鳥獣を除く）。

(ハ) 捕獲物又は採取物は、違法なものと誤認されないようにすること。

(ニ) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。

(ホ) 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図ること。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応すること。

エ 法人に対する鳥獣捕獲許可

法人が許可を受ける場合、その法人は、雇用等により当該法人の職員以外の者に当該捕獲に従事させる場合には、必要に応じて容易に捕獲に従事できるものを選任し、様式第 6 号の捕獲等事業指示書を従事者に交付するとともに、様式第 7 号の従事者台帳を整備するよう指導すること。

オ 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、危険の予防のため、実施者に次の事項について指導すること。

- (ア) 事前に関係地域住民等への周知を図ること。
- (イ) 錯誤捕獲等、錯誤採取等及び事故の発生防止については万全の対策を講じること。
- (ウ) 万一事故が生じた場合は、速やかに関係機関に通知すること。
- (エ) 許可期間終了後又は捕獲頭数等が許可数に達した場合は、猟具の撤去を確実に行わせること。

カ 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマやニホンカモシカの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやニホンカモシカの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマやニホンカモシカの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制等の整備に努めるよう指導すること。

キ 捕獲等又は採取等の情報の収集

- (ア) 捕獲許可を受けた者は、鳥獣保護管理法第 9 条第 4 項の規定により定められた有効期間が満了したとき、鳥獣保護管理法第 10 条第 2 項の規定により許可が取り消されたとき又は法第 87 条の規定により許可が失効したときは、許可証又は従事者証を 30 日以内に返納すること。
- (イ) 許可を受けた者は、許可証を返納する際には、捕獲等又は採取等をした場所、捕獲数又は採取数及び捕獲物又は採取物の処置の概要等についての報告を行うこと。
- (ウ) 鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物の措置等についての更に詳細な報告を求めること。また、必要に応じ写真又はサンプルを添付させること。

5 許可権限の市町村長への委譲

本県では、被害に対する迅速な対応と市町村の役割強化を図るため、県知事の行う事務のうち、次の事務に係る許可権限を市町村長に委譲している。（和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年和歌山県条例第 38 号）第 2 条参照。）

各市町村においては、関係法令及び本計画に基づき、適切に許可事務を行い、許可状況や捕獲にかかる情報を適切に把握し、管理・保管すること。

(1) 被害防止目的での捕獲において、次に掲げる鳥獣等に係る捕獲及び採取許可等

ア 狩猟鳥獣（ツキノワグマを除く。）、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、タイワンシログシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギ（かすみ網を使用する方法以外の猟法に限る。）

イ 飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣（かすみ網を使用する方法以外の猟法に限る。）

ウ カルガモ、キジバト、カワラバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス及びカワウの卵

(2) 被害防止目的での捕獲において、鳥獣の捕獲許可等（(1)の許可に係るものを除く。）に係る知事に提出すべき申請書の受理

(3) 鳥獣の飼養登録等

(4) 法第75条第1項の規定による報告の徴収（(1)の許可に係るものに限る。）及び同項の規定により知事に対して行うべき報告の受理（(2)の許可に係るものに限る。）

6 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意するとともに、違法捕獲の取締り及び飼養登録の適正指導を実施し、鳥類の飼養の適正化を図る。

(2) 飼養適正化のための指導内容

ア 適正な飼養について、広報等により啓発を図る。

イ 鳥類飼養登録票の発行の際、個体管理のための足環を装着する。

ウ 適正な飼養指導のため、鳥獣保護管理員等による巡回を行う。

エ 違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適切な管理に努める。

(3) 鳥類飼養登録基準

鳥類飼養登録票は、次の各号のすべてに該当するものに交付する。

ア 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行う。

イ 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行う。

エ 愛玩のための飼養の場合、同一世帯内に飼育している者（法第 20 条の規定に基づき鳥類を譲受け又は引き受けをした者を含む。）がないこと。

7 販売禁止鳥獣等

(1) 方針

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が規則第 23 条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのないこと。

(2) 販売許可条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟による危険を防止するため、市街化が進んでいる地域、野外レクリエーション施設等多数の人が集まる区域や出猟者と住民の接する機会の多い地域について指定に努めてきた結果、第12次鳥獣保護管理事業計画末で20,592.1haが指定されており、銃猟による危険防止に重要な役割を果たしてきた。本計画期間内に期間満了となる区域については原則として再指定を行う。

また、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、熊野古道周辺及び野外レクリエーション等の目的のため利用するものが多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域については、わな猟に伴う危険を予防するため関係機関等と調整を行い、必要に応じて特定猟具使用禁止区域の指定に努める。

なお、本計画にない事項であっても必要と認めたときは指定するものとし、指定期間は原則として10年とする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定 猟具使用 禁止区 域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止 区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用 禁止区域					
				4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	計 (B)	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	計 (C)
銃猟に伴う危 険を予防する ための区域	箇所	52	箇所											1	1
	面積	ha 20,592.1	変動 面積	ha										12.5	12.5
わな猟に伴う 危険を予防す るための区域	箇所	0	箇所						0						0
	面積	ha 0.0	変動 面積	ha					0.0						0.0

		本計画期間に区域減少する特定猟具使 用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了によ り消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中 の増減 (減:△)*	計画終了時の 特定猟具使用 禁止区域**
		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	計 (B)	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	計 (E)		
銃猟に伴う危 険を予防する ための区域	箇所		1				1						0	2	52
	面積		53.0				53.0						0.0	ha △40.5	ha 20,551.6
わな猟に伴う 危険を予防する ための区域	箇所						0						0	0	0
	面積						0.0						0.0	0.0	0.0

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止 区域名称（特定猟 具名）	指定面積 (ha)	指定 期間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特 定猟具名）	指定面 積(ha)	指定 期間	備 考
令和4年度	海南市 紀の川市 かつらぎ町 有田川町 由良町 御坊市 白浜町 すさみ町	海南市（銃器） 新池（銃器） 大谷（銃器） 吉備中央（銃器） 白崎（銃器） 東山池（銃器） 日置川（銃器） 周参見川（銃器）	1,350.9 2.2 27.0 615.0 20.0 10.0 248.0 5.0	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定					
計		8箇所	2,278.1							
令和5年度	紀の川市 有田川町 御坊市 御坊市・ 日高川町 すさみ町 田辺市 串本町・ 古座川町	銚子の口（銃器） 吉原（銃器） 寺池（銃器） 日高川（銃器） 枯木灘（銃器） 東（銃器） 古座（銃器） 7箇所	80.0 103.0 3.0 261.0 80.0 27.0 720.0 1,274.0	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 (縮小) 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定					
計										

	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
年 度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止 区域名称（特定猟 具名）	指 定 面 積 (ha)	指 定 期 間	備 考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止 区域名称（特定猟 具名）	指 定 面 積 (ha)	指 定 期 間	備 考
令和 6 年度	和歌山市	紀の川・小豆島（銃器）	388.0	10 年	再指定					
	和歌山市	和歌山市北部（銃器）	5,796.0	10 年	再指定					
	和歌山市	和歌山市南部（銃器）	3,866.0	10 年	再指定					
	かつらぎ町	渋田（銃器）	37.0	10 年	再指定					
	御坊市	御坊（銃器）	615.0	10 年	再指定					
	日高町	小中（銃器）	32.0	10 年	再指定					
	上富田町	朝来（銃器）	820.0	10 年	再指定					
計		7 箇所	11,554.0							
令和 7 年度	橋本市	隅田町東部（銃器）	270.0	10 年	再指定					
	印南町	切目川（銃器）	145.0	10 年	再指定					
	すさみ町	高浜（銃器）	27.0	10 年	再指定					
計		3 箇所	442.0							
令和 8 年度	紀の川市	海神池（銃器）	7.0	10 年	再指定					
	すさみ町	下池（銃器）	35.0	10 年	再指定					
	那智勝浦町	狗子の川（銃器）	132.5	10 年	再指定					
計		3 箇所	174.5		（拡大）					
合 計		2 8 箇所	15,722.6							

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

本計画期間内の指定計画はないが、狩猟者の集中的な入猟により人身や財産への危険が予測される場合は、必要に応じ当該区域を銃猟若しくはわな猟を制限する特定猟具使用制限区域に指定するよう努める。

3 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的若しくは高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価したうえで、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、わなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可基準

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 許可条件

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

(4) 既成指定猟法禁止区域

指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
鉛製散弾	知谷池・あおさ池 鉛製散弾使用禁止区域	11.5ha	平成15年11月1日～	

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生活環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場合には、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図ったうえで、作成する。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、個体数の著しい増加又は分布域の拡大による、自然生態系の攪乱、深刻な農林水産業への被害及び生活環境への被害を引き起こしている鳥獣を対象に、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、管理の目標を設定し、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、計画に基づく施策を実施する。

本県では、中山間地域において、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びツキノワグマの生息数の増加や分布域の拡大による農作物等への被害、及び生活環境への被害が深刻化していることからこれらの獣を本計画の対象鳥獣とする。イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びツキノワグマ以外の鳥獣については、生息実態や農作物の被害等を把握し、第二種特定鳥獣管理計画を策定することが必要と認められる場合は作成する。

また、対象鳥獣の生息動向、生息環境及び被害等についてモニタリングし、特定計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を管理事業にフィードバックさせる。被害防止目的での捕獲及び管理捕獲並びに狩猟の実施に伴い捕獲等した個体に係るデータやサンプルの収集、捕獲方法や捕獲者の捕獲努力量等の情報収集に努める。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備 考
令和 3 年度	農林産物被害軽減 及び生物多様性保 全のため	イノシシ	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	県内全域	第 6 期計画（平成 18 年度に第 1 期計画を 策定）
令和 3 年度	農林産物被害軽減 及び生物多様性保 全のため	ニホンジカ	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	県内全域	第 5 期計画（平成 20 年度に第 1 期計画を 策定）
令和 3 年度	農林産物被害軽減 及び生物多様性保 全のため	ニホンザル	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	県内全域	第 4 期計画（平成 25 年度に第 1 期計画を 策
令和 7 年度	生活環境被害軽減 及び農林産物 被害軽減	ツキノワグマ	令和 7 年 10 月 30 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	県内全域	第 1 期計画

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

本県における鳥獣の生息状況、分布状況を総合的に把握し、また、保護施策上重要な鳥獣、狩猟鳥獣及び加害鳥獣の実態を正確に把握することにより、本県の鳥獣行政を適正に実施するための基礎資料とするため、必要に応じて次のような調査を実施する。

(1) 鳥獣生息分布等調査

本県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等を必要に応じて調査し、生息状況の把握に努める。

調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いる。

ツキノワグマについては、三重県、奈良県、和歌山県からなる「紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会」を設立し、保護・管理のための情報交換を実施している。協議会で歩調を合わせ、必要に応じて分布状況、生息数、生息環境、生態等の調査を行い、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、対策を検討する。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン、カモ、ハクチョウ類の一斉調査については、毎年1月中旬に行う全国一斉調査と特に水鳥の渡来数の多い主要な河川及び湖沼等について、越冬期間中、毎年定期的に種別個体調査を行い、水鳥の動態を把握することにより鳥獣行政を効果的に推進する。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
紀の川 有田川 日高川 富田川 古座川 熊野川	令和4年度 ～ 令和8年度	生息分布調査、現地調査 種別に個体数をカウントする	

2 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

新たに指定を予定する箇所の鳥獣保護区において、指定効果を図るうえでの基礎資料とするため鳥獣の生息状況等を調査する。

また、既に指定されている鳥獣保護区での指定効果を調査するため、対象となる地域において鳥獣の生息状況等を調査する。

調査方法に関しては、鳥類は、ロードサイドカウント法により、繁殖期及び非繁殖期を含む年6回、2人以上により調査を行い、目視、鳴き声、足跡、糞等により確認し、生息数を把握する。また、獣類に関しては、目視及び必要に応じてセンサーカメラ、トラップ（捕獲）により、年1回以上調査を行い、生息数を把握する。

調査年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
鳥 獣 保護区名	加太南部鳥獣保護区 和歌浦鳥獣保護区 岩出鳥獣保護区 上岩出鳥獣保護区 梁瀬鳥獣保護区 城山鳥獣保護区 煙樹ヶ浜鳥獣保護区 西ノ河鳥獣保護区 黒島鳥獣保護区 日高鳥獣保護区 長子鳥獣保護区 田長谷鳥獣保護区	雨の森鳥獣保護区 紀ノ川鳥獣保護区 万燈鳥獣保護区 那賀鳥獣保護区 北寺鳥獣保護区 白浜鳥獣保護区 南部川鳥獣保護区 田辺鳥獣保護区	生石山鳥獣保護区 紀泉台鳥獣保護区 かつらぎ鳥獣保護区 富貴鳥獣保護区 広川西部鳥獣保護区 地ノ島・沖ノ島鳥獣保護区 椿鳥獣保護区 太地鳥獣保護区 与根河鳥獣保護区	岡崎鳥獣保護区 紀の川(紀の川市)鳥獣保護区 天野鳥獣保護区 高野口鳥獣保護区 河根鳥獣保護区 楠本鳥獣保護区 近井鳥獣保護区 上ミ山鳥獣保護区 夏山鳥獣保護区	五百原鳥獣保護区 水上鳥獣保護区 鞆渕鳥獣保護区 橋本鳥獣保護区 初島鳥獣保護区 花園鳥獣保護区 岩出紀ノ川鳥獣保護区 大池鳥獣保護区 蘇鉄池鳥獣保護区

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じて捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。

3 鳥獣管理対策調査

(1) 方針

被害等を及ぼす鳥獣のうち、主要な加害鳥獣について、農林産物等への被害の発生状況を調査し、実効ある被害対策の確立を図るための基礎資料とする。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
農林産物に被害を与える野生鳥獣	令和4年度 ～ 令和8年度	被害実態調査 (被害時期、品目別被害面積、被害量、被害金額)	

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政業務の遂行に必要な人員を、本庁担当課室、各振興局に配置し、鳥獣行政の円滑な推進を図る。
 なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的な知識の向上に努める。

(2) 設置計画

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 環境生活部自然環境課 農林水産部鳥獣害対策課	1 5	2 0	3 5	本計画期間中において、行政需要等を検討し、決定する			鳥獣保護管理事業計画、鳥獣行政予算、保護区等の設定、審議会、狩猟免許試験、関係団体の育成指導、その他鳥獣行政の企画・立案
か い 和歌山県鳥獣保護センター		10	10				傷病鳥獣の治療、飼育及びリハビリテーション
出 先 海草振興局衛生環境課、農業水産振興課 那賀振興局衛生環境課、農業水産振興課 伊都振興局衛生環境課、農業水産振興課 有田振興局衛生環境課、農業水産振興課 日高振興局衛生環境課、農業水産振興課 西牟婁振興局衛生環境課、農業水産振興課 東牟婁振興局衛生環境課、農業水産振興課 計		4 4 4 5 4 4 7 44	4 4 4 5 4 4 7 51				狩猟免許 試験及び更新事務 狩猟取締り 県内狩猟者登録事務 捕獲等又は採取等の許可事務 鳥獣保護管理員の指導監督 傷病鳥獣の保護 保護区等の管理 鳥獣保護管理思想の普及啓発 鳥獣に関する生息調査 その他鳥獣行政の実施

(3) 研修計画

名 称	主 催	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物研修	国	1	全 国	1	鳥獣保護管理業務、猟政事務	
鳥獣行政担当者研修会	県	1	県	20	鳥獣保護管理業務全般	
油汚染事故対策水鳥救護研修会	国	3	全 国	3	油汚染による水鳥の保護措置、技術、知識の習得	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理行政を円滑に進めるため、和歌山県鳥獣保護管理員設置要綱に基づき、県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じて、必要な人数を配置し、計画的に研修を行う。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	令和3年度		年度計画						
	人員 (B)	充足率(B/A)	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)	充足率(C/A)
35人	31人	88%	35人	35人	35人	35人	35人	35人	100%

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の管理	←											→	随時
鳥獣生息状況調査	←											→	
狩猟者に対する指導、検査								←				→	
鳥獣捕獲許可等に関する指導及び検査	←											→	
鳥獣保護管理に関する啓発宣伝	←											→	

(4) 研修計画

名称	主催	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修	県	1	県	35人	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護管理員の職務、鳥獣保護管理事業、適正狩猟指導、傷病鳥獣救護対策、鳥獣生息調査、鳥獣保護管理思想の普及啓発、油汚染による水鳥の保護措置、技術・知識の習得	

3. 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、被害防止目的での捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者等の確保及び育成に努める。また、環境省が行う鳥獣の保護及び管理に係る人材登録事業を適宜適切に活用する。

(2) 狩猟者の育成及び確保のための対策

保護及び管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟免許の取得支援を行うとともに初心者に対して技術研修を実施し、人材育成に努める。

4 鳥獣保護センターの設置

(1) 針

傷病鳥獣を保護・治療し、野生に復帰するまでリハビリテーションができる施設として、また、自然保護の必要性、野生鳥獣の生態等を広く県民が理解できるように愛鳥思想の普及啓発の施設として、鳥獣保護センターを位置づける。

(2) 鳥獣保護センターの施設の状況

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
和歌山県 鳥獣保護 センター	平成 12 年度	海草郡紀美野町 国木原 381	459 m ²	管理棟 264 m ² 飼育等 108 m ² フライングゲージ 87 m ²	処置室、解剖室、 飼育室	傷病鳥獣の 救護、調査 研究	

5 取締り

(1) 方針

狩猟による事故や鳥獣の違法捕獲等又は採取等、違法飼養等を未然に防止するため、鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員、警察と連携を密にして指導取締りを積極的かつ計画的に行う。

特に、鳥類の違法捕獲の取締りについては、違法飼養の未然防止のため随時実施し、特に、繁殖期を中心に過去の密猟多発の場所を重点に巡回する他、かすみ網等による違法な使用に対する取締りを重点的に行うとともに、必要に応じて鳥獣の販売店等を巡回し、違法販売を取締る。

さらに、緊急時の取締りに対応するため、あらかじめ動員体制を確立しておく。

(2) 年間計画

事項	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥類の卵の採取等及びヒナの違法捕獲取締り	←			→			←	→					随時
飼養鳥類の違法捕獲及び無登録飼養取締り	←											→	
狩猟取締り（狩猟時間及び人家等に向けての矢先不確認取締り、銃猟禁止場所での取締り、禁止猟具及び猟法を用いての捕獲等取締り、無登録者の取締り、狩猟禁止場所での取締り等）								←				→	
狩猟道徳の向上の指導								←				→	
許可捕獲における違法捕獲取締り	←											→	随時
鳥獣の加工業者に対する立ち入り検査	←											→	随時
鳥獣の販売業者に対する立ち入り検査	←											→	随時
猟具販売業者に対する立ち入り検査	←											→	随時

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

現在、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等の鳥獣による農林水産業等への被害は、捕獲数が増加しているにも関わらず、依然として厳しい状況にある。さらに、ツキノワグマ等一部の獣類が住居集合地域等の人の生活圏へ出没することによる生活環境被害にも留意する必要がある。

一方で、生息・生育環境の悪化等による地域個体群の維持が危ぶまれている種が生じており、希少種保護や生態系保全にも適切な対応が求められている。

また、鳥獣の保護及び管理の重要な担い手である狩猟者については、高齢化等に伴い減少しており、その確保が必要な状況となっている。

これらを踏まえ、野生鳥獣の種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害防止を基本とし、関係者が連携し、鳥獣保護管理事業を実施していく。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等の狩猟に係る各種規制制度を必要に応じて実施する。また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、柔軟に対処する。

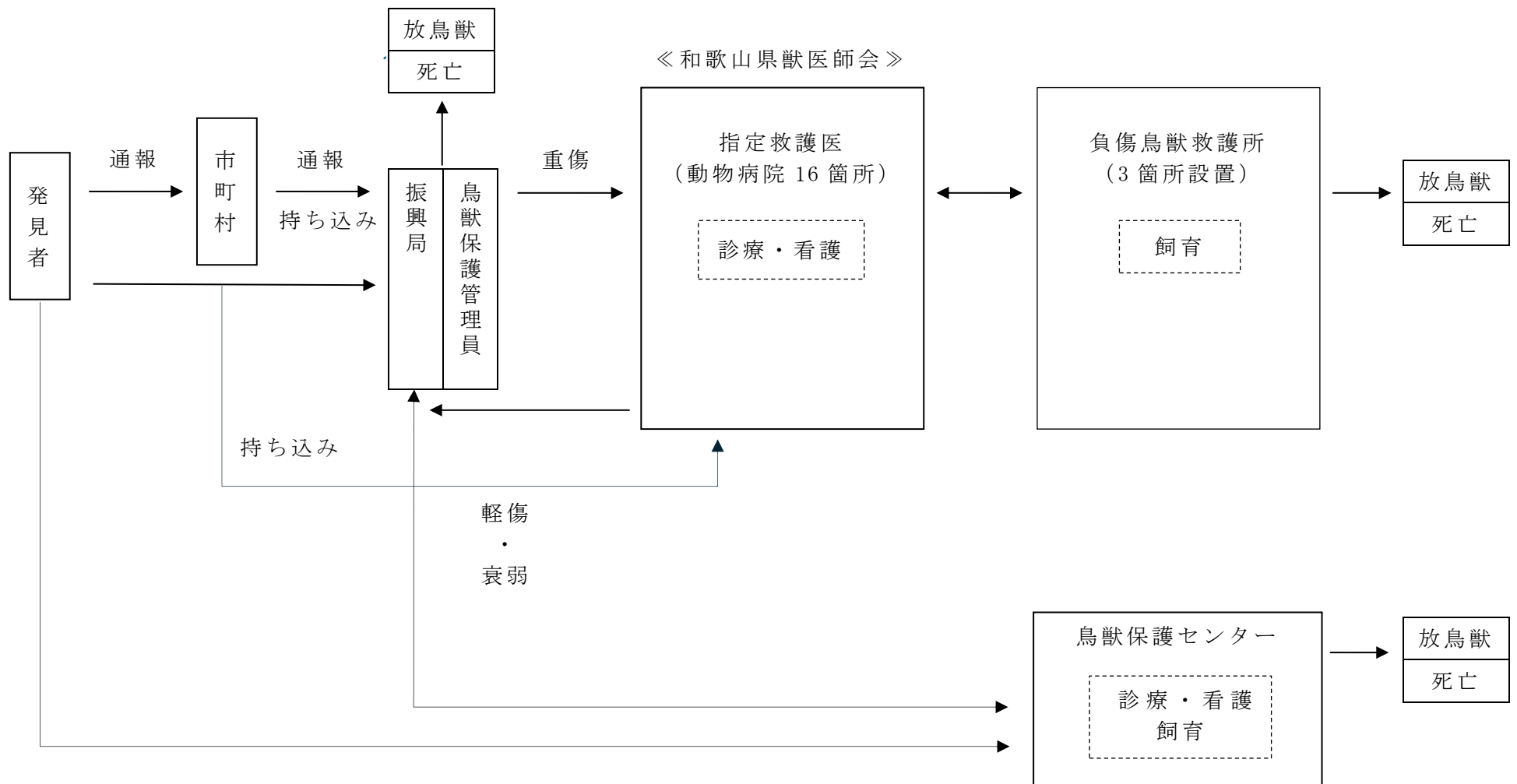
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

傷病鳥獣の救護については、県獣医師会、救護所の協力を得ながら、鳥獣保護センターを中核的な位置づけとし、機動的に保護収容及び介護を行い、傷病鳥獣の救護への取組を行う。油汚染事件等により、一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合の救護については、傷病野生鳥獣救護医等の協力を得て、迅速な対応を図る。また、巣立ち途中のひなを傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、野生鳥獣の無用な保護の防止について、広報媒体等を通じて積極的な普及啓発を図る。

なお、鳥獣は、山野等にあつて、専ら他の生物を補食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、鳥獣の死も生態系の重要な要素となっている。

このような考え方を踏まえ、救護対象については、原則として、人との関わりによって負傷等したものを対象とし、野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣は救護の対象としない。

なお、傷病野生鳥獣を放鳥獣する場合は、発見救護された場所周辺で放鳥獣することとし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。



4 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、野生鳥獣や家きんなど主に鳥獣の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、発生した場合に備えて、国や県内の関係機関との連絡体制を整備するとともに、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等、適切な対応を行う。

なお、野鳥のウイルス保有状況調査の実施にあたっては、国が作成した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき適切に実施する。

豚熱などその他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握に努めるほか、必要に応じて関係部局が連携し、県民への情報提供等により家畜等への感染予防に努める。

さらに、新規狩猟免許取得者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関して啓発する。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

ア 方針

鳥獣に対する県民の認識を深め、自然保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間行事を中心とした各種行事を積極的に推進する。

なお、普及啓発を円滑に進めるため、必要に応じ市町村、学校及び関係団体との連携、協力を図りながら実施する。

イ 事業の年間計画

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間行事 広報活動 野生生物保護実績発表大会	←	↔										→	随時

ウ 愛鳥週間行事等の計画

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスター原画募集 (小、中、高等学校及び特別支援学校) 愛鳥週間ポスター展示会	同左	同左	同左	同左
その他	県民の友等による広報活動 報道機関による広報	同左	同左	同左	同左

(2) 安易な餌付けの防止

ア 方針

鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進し、その際には、以下の点について留意する。

(ア) 餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。

(イ) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。

餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行うこと。

(ウ) 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

イ 年間計画

活動内容	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
餌付け防止の普及啓発	←											→	広報	一般県民

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置、狂犬病予防法に基づく登録・予防注射など、関係法令を遵守し適切に管理することを所有者に徹底させる。

(4) 野鳥の森等の整備

愛鳥思想普及啓発の場として、護摩壇山森林公園の利用度の向上に努める。

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
護摩壇山森林公園	昭和 63 年度 ～ 平成 11 年度	田辺市龍神村 五百原	329ha	観察施設	遊歩道等延長 14,329m 総合案内所 253 m ² 林間広場 3,000 m ² 観察スポット 5 箇所 休憩施設 3 箇所	野生鳥獣保護思想 の高揚、観察を通 じた普及啓発、探 鳥会、研修会、自 然散策	

(5) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

愛鳥モデル校の指定は、教育委員会と協議し、指定予定校の意見を尊重し、指定する。

イ 指定期間

原則として5箇年とする。

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校に対し、野鳥及び愛鳥活動事例の情報提供や、探鳥会等への講師紹介など、必要に応じて助言を行うことにより、愛鳥思想の普及啓発を図る。

エ 指定計画

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	7		7	4		4	0		0	0		0	0		0
中学校	3		3	3		3	0		0	0		0	0		0
その他の学校等															

(6) 法令の普及徹底

ア 方針

鳥獣に関する法令のうち、野鳥の違法捕獲等が後を絶たない状況にあるため、密猟が行われるおそれのある場所を濃密に巡回するほか、野鳥の飼養制度と併せて広報し、県民への周知徹底を図る。

また、狩猟による事故の防止や狩猟に関する規制について、関係機関と連携を密にして指導や取締り、講習会の実施により狩猟者の資質の向上を図る。

イ 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣の捕獲等並びに飼養に関する規制	←											→	広報、現地取締、立入検査	一般県民 密猟者、飼養関係者、小鳥店
狩猟に関する法令				←	→								免許試験、更新講習	免許試験受験希望者、免許更新者
狩猟の事故防止								←	→				現地取締	狩猟者
狩猟捕獲禁止区域の規制								←	→				現地取締	狩猟者